7/

迫るマイナンバー ①

ゼミナール 年金情報漏洩の影響は

国民一人ひとりに固有の番号が付与されるマイナンバー制度の開始時期が迫ってきた。10月から個人に番号を通知するカードの送付が始まり、2016年から実際に番号を使い始める。ところが6月、日本年金機構による基礎年金番号を含む125万件もの個人情報漏洩事件が発覚した。

マイナンバー制度の正式名称は「社会保障・税番号制度」という。正式名称の通りマイナンバーは税と社会保障分野での利用を想定しており、年金分野でも17年1月から導入が予定されている。今回の漏洩事件がどこまでマイナンバー制度に影響するのか。企業の担当者にとっては頭の痛い課題となった。

企業だけでなく、個人にとっても、マイナンバーで様々な情報が関連付けされることに伴う個人情報漏洩や、それに伴う犯罪被害の発生といった懸念が高まっている。さらに政府にとっても、今国会で審議中のマイナンバー法改正案（預金への任意適用、医療分野への導入）への影響が懸念されている。

ただ、政府方針では年金分野への導入時期は見直す可能性があるとはいえ、制度の実施予定に大きな変更はなさそうだ。10月からの国民へのマイナンバー通知、16年1月からの税・雇用保険分野への導入および個人番号カード交付開始は、予定通りだという。

マイナンバー制度は、今後の日本をより良くするインフラとしての可能性を秘めている。国民と企業と政府がそれぞれの立場で制度を正しく理解し、使うことが重要である。本稿では制度の骨子や、個人と企業に対する影響などを解説する。

（野村総合研究所）

マイナンバーの制度開始予定

2015年	16	17	18年にも
10月～	1月～		
マイナンバー通知	個人番号カード交付開始		
	・税 ・雇用保険	・健康保険	
※影響懸念		・年金	・預金（任意） ・医療番号

7/6

迫るマイナンバー ②

ゼミナール 公正な負担と給付目指す

マイナンバー制度の目的はそもそも何か。政府の説明では、公平・公正な社会を作るインフラとしてマイナンバーを導入するという。ここで言う「公平・公正な社会」とは、公的な負担と保障の関係を指す。つまり「適正な税負担と適切な社会保障給付を実現する」ということである。

では、従来は公平ではなかったのか。実際、課税の回避や、なりすまし・偽装による社会保障の不正受給がたびたび世の中をにぎわせてきた。マイナンバー制度には、こういったことへの対応策という意味がある。

また、これまで個人を特定する情報は、氏名・生年月日・住所・性別などを照合するしかなかった。だが最近はIT（情報技術）活用が進み、様々な分野でITを通じたサービスの提供が当たり前になっている。その基盤を整える上でも、個人を確実に特定する手段の整備は、差し迫った重要な課題であった。

この解決を目指すのがマイナンバー制度だ。一人ひとりに付与される固有の番号を導入することで、政府が個人を把握することが容易になり、負担と給付が公平・公正な社会の実現や行政の効率化を確実に進められる。

一方、プライバシーに敏感な国民性への配慮も欠かせない。国が個人情報を一元管理しない仕組みや、個人が自分自身のマイナンバー利用状況を把握する仕組みの提供といった、透明度の高い運用を目指している。

日本のマイナンバー制度の特色を整理すると、なりすましの排除、限定された分野での利用、厳しい罰則、情報の分散管理、厳格な情報保護の要請――が挙げられる。

（野村総合研究所）

制度で期待される効果
マイナンバー制度

理念	効果
◦公平・公正な社会を作るインフラ	◦適正課税、適正給付 ◦行政の効率化 ◦ITを活用した行政サービスの向上

プライバシー保護
（利用分野限定、厳しい罰則、情報の分散管理）

迫るマイナンバー ③

ゼミナール 番号受け取りと保管に注意

マイナンバー制度は私たちにとって大変身近で、注意が必要なことがたくさんある。まず番号を受け取ること。次に受け取った番号の保管。そして番号の利用時だ。

まず始まるのは番号の受け取りだ。マイナンバー通知カードは住民票がある市区町村から送られる。今年10月5日時点の住民票をもとにカードが作成され、住民票の住所に届く。現住所と住民票の記載住所が違う場合はカードを受け取れないので、住民票を10月5日までに移す必要がある。

次に、なくさないよう保管すること。届いたカードを実際に使うのは2016年1月以降だ。

マイナンバーは法律で決められた利用範囲に限って使われる。当面は税と社会保障と災害対策の3分野だ。大切な個人情報を守るため、むやみに他人に教えないことが重要だ。番号をメールアドレスとして使ったり、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などに通知カードそのものを掲載したりすることは、我が身を危険にさらす行為だと考えるべきだ。

通知カードはキャッシュカードやクレジットカードと同様、なくさず保管し、必要な時だけ使うよう注意が求められる。

番号の利用場面としてまず想定されるのは、納税や社会保障の手続きのため勤務先や金融機関などから求められること。勤務先は、源泉徴収や雇用保険の手続きのために従業員の番号を集める。金融機関では、有価証券取引（株式、投信、国債）で使う特定口座、少額投資非課税制度（NISA）口座、16年に始まるジュニアNISA口座の利用や、国外への送金時に番号が必要となる。

（野村総合研究所）

個人が実施すべきこと

受け取る	10月5日～世帯単位・簡易書留で通知カード送付→現住所と住民票が異なる場合、住民票を移しておく
保管する	キャッシュカード・クレジットカードと同等の取り扱い（必要な時だけ使う）
利用する	勤務先、口座がある銀行・証券会社。保険会社などへの提示

迫るマイナンバー No1